

四万十町地域公共交通網形成計画の計画期間内終了と、 四万十町地域公共交通計画の策定について

1. 四万十町地域公共交通網形成計画の計画期間内終了について

本町が2020（令和2）年3月に策定し、2024（令和6）年度末までの計画期間内に様々な事業を推進している四万十町地域公共交通網形成計画について、まだ計画期間途中であるが、令和5年度末をもって計画期間を終了させ、後継計画となる「四万十町地域公共交通計画」の策定に向けて調査等を推進する。

地域公共交通網形成計画を計画期間前に終了させる理由

- 地域公共交通網形成計画の策定に向けて様々な調査を終了し、計画のとりまとめ時期にコロナ禍が始まった（令和元年11月に中国にて確認、令和2年1月に日本で感染者を初確認）。令和2年3月の地域公共交通会議にて四万十町地域公共交通網形成計画が承認され、策定した。
- コロナ禍においては、特に三密回避や外出控えなどの呼びかけにより、公共交通の利用者数が安定せず、利用者数は低迷したままとなっていた。
- 地域公共交通網形成計画に記載のある特に利用促進の取り組みは、対面によるレクチャーや来訪者への案内などを前提としているため、これまで多くの事業が着手できないままとなっている。
- 予土線の今後など、本町の公共交通に係る部分で大きな動きが始まっている。



当初予定していた事業の多くが実施できていないことや、これまでの期間中の社会情勢の変化等を踏まえ、年度の切り替わりをもって計画期間を終了する。そして、現状をしっかりと整理した上で、後継となる「四万十町地域公共交通計画」を策定し、事業を推進する。

計画期間終了日：令和6年3月末

2. 地域公共交通計画の策定について

(1) 地域公共交通計画とは

本町が策定している“地域公共交通網形成計画”の後継計画であり、「地域社会の活性化」を目指すとともに、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする基本計画（マスタープラン）としての役割を果たすものである。

「移動の目的となる“まちづくり”と連携した公共交通ネットワークの形成」と「地域の輸送資源の総動員」による持続可能な旅客運送サービスの実現が求められる。

表：地域公共交通網形成計画と地域公共交通計画の違い

	地域公共交通網形成計画 (平成 26 年～)	地域公共交通計画 (令和 2 年～)
計画の対象	<ul style="list-style-type: none">バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする	<ul style="list-style-type: none">ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる
位置付け	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体による作成が可能	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体による作成を法的に努力義務化基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む
実効性の確保	<ul style="list-style-type: none">可能な限り具体的な数値指標を明示原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価	<ul style="list-style-type: none">定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化定量的なデータに基づく PDCA の取組を強化

(2) 四万十町地域公共交通計画を策定する目的

現計画である四万十町地域公共交通網形成計画を計画期間内に終了させても、引き続き地域の公共交通を維持していく取り組みは不可欠である。

地域公共交通網形成計画の後継計画である「地域公共交通計画」を令和 5 年度末に策定し、切れ目なく本町の公共交通網の活性化と利用促進に取り組む。